

育児休職制度において、性別にかかわらず、 通算 20 週の有給休暇相当となる一時金を付与

JT は、社会課題である性別役割分業意識の解消、また社員の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援に向け、2024年1月1日より、社員または社員のパートナー^{*1}が出産、養子縁組のいずれかにより親となった場合、性別にかかわらず通算 20 週^{*2}までの育児休職について、有給休暇相当^{*3}の一時金を付与することといたしました。

<制度見直しの狙い>

- 育児休職を取得するにあたっての懸念とされる「収入減少」に対し、社員が経済面を不安視することなく育児休職を取得できるよう環境を整備
- 性別にかかわらず育児休職を取得する社員が増えることで、性別役割分業意識の解消に貢献し、多様な価値観を尊重する組織風土を醸成

社員がワーク・ライフ・バランスを実現することは、充実感を得るだけでなく、視野や経験を広げるチャンスでもあり、より一層の能力の発揮につながると考えています。

そのため、子育てや介護などが必要な時には、社員が「働きやすさ」を担保する制度と「働きがい」を実感できる制度を柔軟に活用することができる環境整備に取り組んできました。

その結果、厚生労働省から次世代育成支援対策を推進した企業として 2008 年に初めて「くるみん」に認定され、2018 年にはより高い水準で対策を推進している企業として「プラチナくるみん」にも認定されています。



今後も JT は、多様な価値観を尊重し、社員の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援に向けた制度の拡充や環境整備に取り組んでまいります。

*1 JT における「パートナー」とは、いわゆる内縁関係や LGBTQ+ のパートナー等、配偶者と同様の方を指します。過去より、社員の多様性尊重やワーク・ライフ・バランスの観点から、内縁関係や LGBTQ+ のパートナーによる社内制度利用を認めてきました。また、2023 年からは、性別や性自認にかかわらず、法律上の配偶者と同様の制度・取扱いとしています。

*2 出生した子供が 1 歳に達するまでの育児休職期間において通算 20 週とします。なお、女性社員自身が出産した場合は、当該育児休職期間において、有給休暇である産後休暇（8 週）と育児休職を合わせて通算 20 週とします。

*3 対象の子の年齢が 1 歳に達した日以降かつ復職後に一時金を支給します。また、対象期間は、賞与・昇給・退職手当に関連する勤続期間には影響を与えません。

<JTの「仕事と家庭の両立支援」に関する主な制度>

項目		開始時期	内容
勤務制度	テレワーク制度	2017年	業務特性や効率性に応じて、社員が働く場所を選択することが可能
	コアタイムなしフレックスタイム勤務制度	2020年	2017年より、全社を対象としたフレックスタイム勤務制度を展開 2020年よりコアタイムを撤廃し、柔軟に勤務することが可能
両立支援	出産休暇	1985年	出産前6週間、出産後8週間の休暇取得を認める（有給扱い）
	事業所内保育所	1985年	保育所が設置されている事業所に勤務している社員は、子どもを事業所内の保育所に預けることが可能
	妻出産休暇	2012年	1985年より、妻出産休暇を開始 2012年より配偶者の出産日前日から3か月以内に5日間の休暇取得を認める（有給扱い）
	配偶者海外転勤休職制度	2013年	配偶者の海外転勤に伴い、配偶者の勤務する場所に転居する場合は、最長6年間・最大2回の休職を認める
	保育料補助	2019年	1985年より、保育料補助の支給を開始 現在は小学校に入学する前までの子を有料の保育施設等に預けている場合、利用料の一部を補助する
	Work Style Plus+	2015年	育児・介護をしながら働く社員が抱える時間的負担や経済的負担を軽減することにより、育児・介護をしながら仕事を通じた会社貢献・自己成長を志向する社員を支援することを目的としている
	早期復職支援休暇	2015年	子供が1歳未満のうちに育児休職から復職した社員には、時間的負担の軽減を目的に従来の年次有給休暇とは別枠で月2日の有給休暇の取得を認める
	延長保育利用料補助	2015年	延長保育を利用せざるを得ない育児中の社員に対して、利用料の一部を補助する
	学童保育利用料補助	2015年	学童保育所に預入せざるを得ない育児中の社員に対して、利用料の一部を補助する
	ベビーシッター利用料補助	2015年	ベビーシッターを利用せざるを得ない育児中の社員に対して、利用料の一部を補助する
	介護費用補助	2015年	やむを得ず要介護状態にある被介護人のために介護サービスを利用する場合には、利用料の一部を補助する
Work Style Plus+ 保育料補助	2017年	外部保育施設等を利用する社員に対して、利用料の一部（福利厚生制度の保育料補助額を差し引いた額）を補助する	

※ 詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.jti.co.jp/sustainability/people/index.html>